

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年法律第58号)の概要

趣旨

災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備を行う。

法整備の必要性

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題とその対策方針が、以下のとおり明らかとなった。

[課題1] 円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え（方針・体制）が不十分

〔対策方針〕

- 国の司令塔機能を強化。
- 国、地方自治体及び民間事業者がそれぞれ主体的に取り組み、かつ、広域にわたって有機的に連携するよう、役割分担を明確化し、平時から計画的に対策。

＜主体性＞

各機関の主体的な取組を促進

＜広域性＞

広域での連携を強化

＜連携性＞

円滑かつ迅速な処理を実現

[課題2] 適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

〔対策方針〕

- 大規模災害の発生後も、廃棄物の適正処理と再生利用を確保するとの基本の方針を明確化。
- 廃棄物処理法(通常時の対応)及び災害対策基本法(大規模災害時の対応)を有機的に連動させ、切れ目のない災害対応を実施するための仕組みを整備。

これらの対策方針を発災前・発災後で維持・活用するための制度整備が必要

法律の内容

(施行日:公布の日(H27年7月17日)から起算して20日を経過した日)

災害により生じた廃棄物処理について、

- 適正な処理と再生利用を確保するとともに、
- 円滑かつ迅速に処理すること、また、
- これらについて、発災前から周到に備えること

との基本的考え方に基づき、平時の備えから通常時の対応には廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応にはさらに災害対策基本法の枠組みを活用し、以下の措置等を規定。

- (1) **国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害により生じた廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務を有すること。**〔廃棄物処理法〕
さらに国及び都道府県は、**平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施すること。**〔廃棄物処理法〕
 - (2) 災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には**廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用**のための手続きの簡素化を行うこと。〔廃棄物処理法〕
 - (3) 特定の大規模災害の発生後、**環境大臣**は、廃棄物処理法の基本方針にのっとり、**災害廃棄物処理に関する指針を策定**すること。〔災害対策基本法〕
 - (4) 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置(既存の措置)が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、**環境大臣は災害廃棄物の処理を代行**できること。〔災害対策基本法〕
- 【要件】●処理の実施体制、●専門知識・技術の必要性、●広域処理の重要性

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の概要

〔 平成27年法律
第58号 〕

1 趣旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

2 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の2、第9条の3、第15条の2、第5条の5関係)

- ▶ 平時の備えを強化するための関連規定の整備
- ▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
- ▶ 国、地方自治体及び事業者等間の連携・協力の責務の明確化
- ▶ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によつてもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、**環境大臣**がその要請に基づき処理を行うことができることする。

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方針等**についての指針を定めることとする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

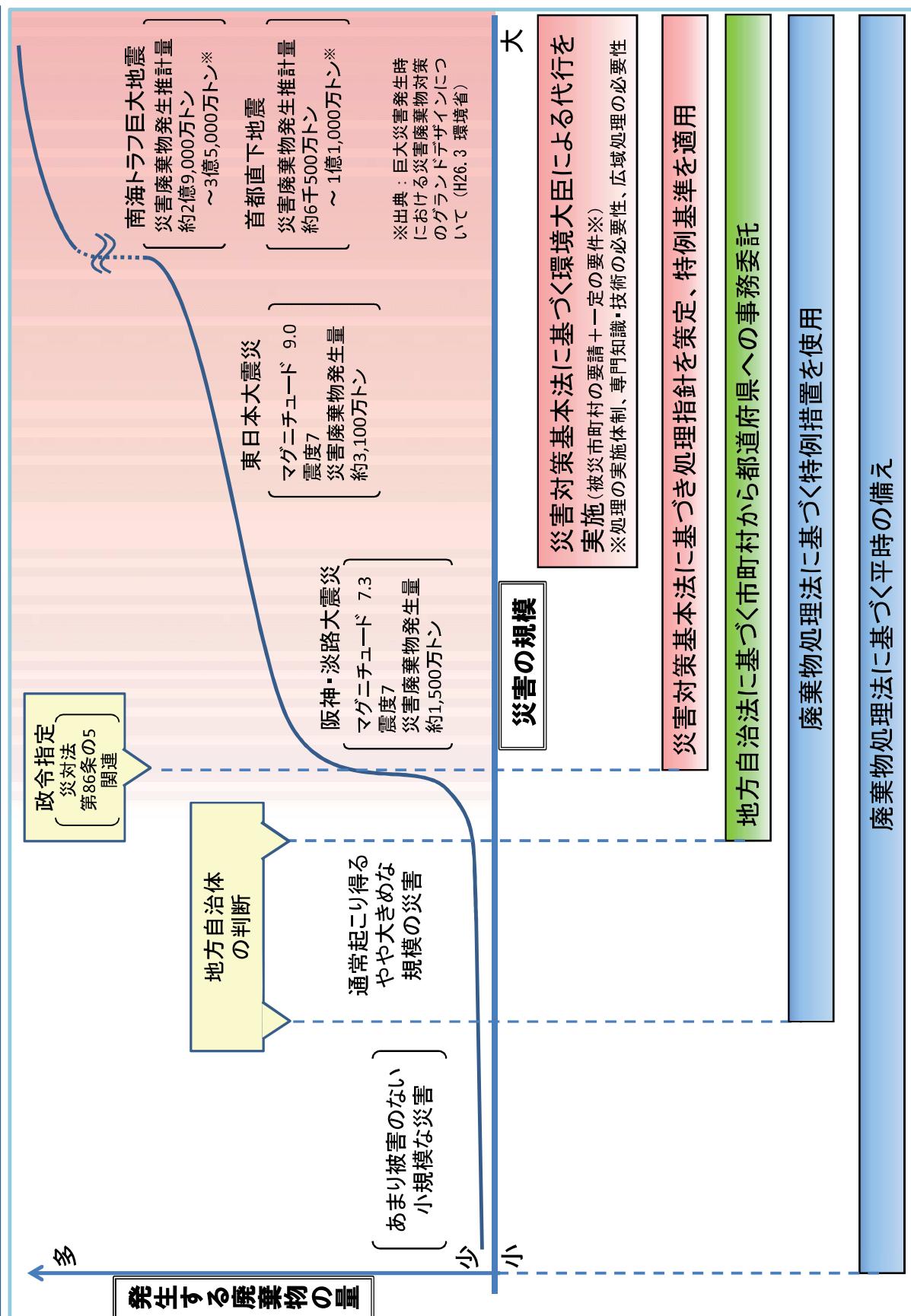
(災対法第86条の5第2項関係)

- ▶ 災害時ににおいて、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
▶ **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
- ▶ 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

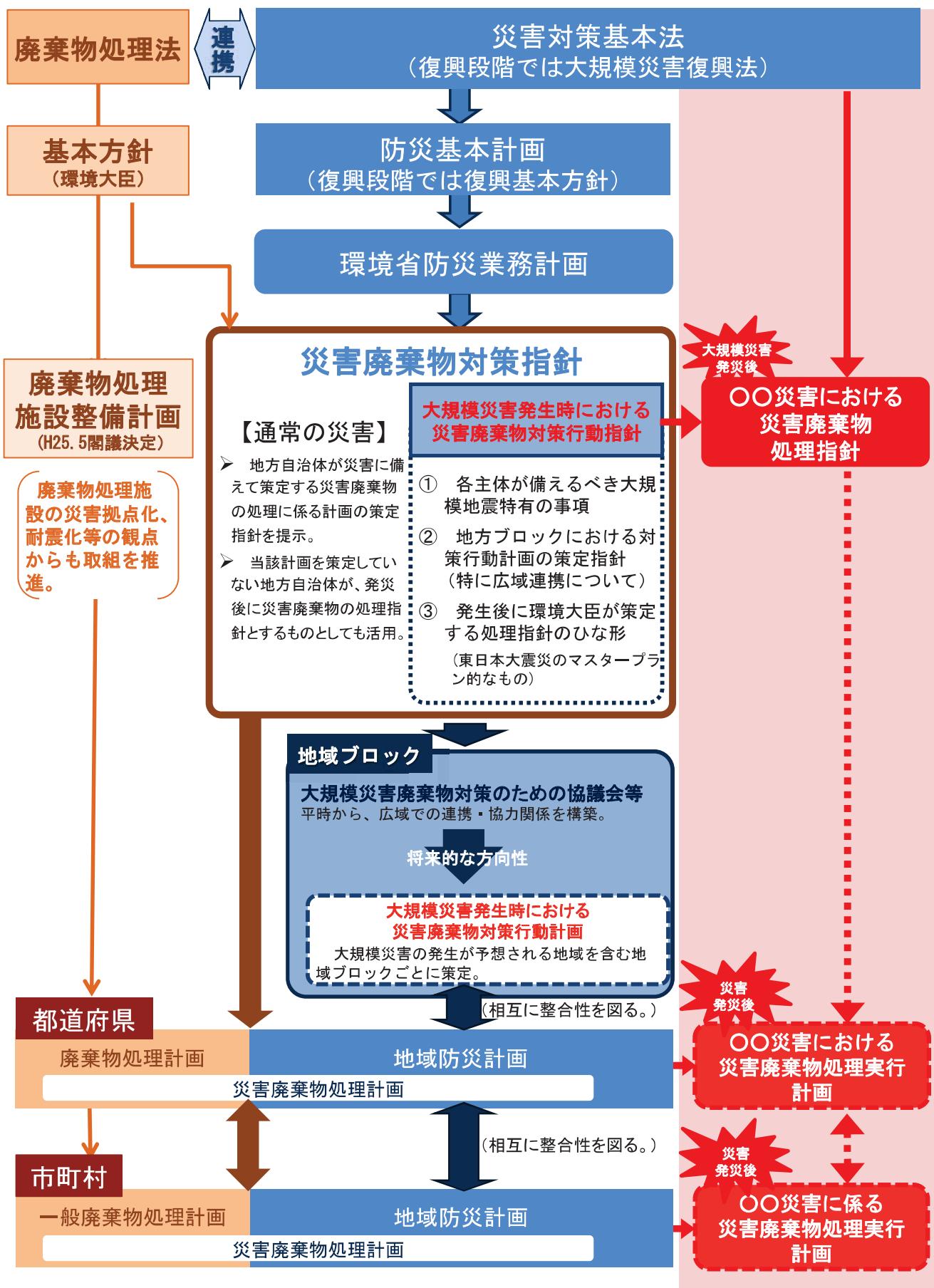
3 施行日

• 平成27年8月6日(公布の日から起算して20日を経過した日)

災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



災害時における廃棄物処理施設の設置に係る特例について

1 災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例（廃棄物処理法第9条の3の2）

- ・災害が発生した場合に市町村が設置又は変更することを予定している一般廃棄物処理施設について、発災前にあらかじめ知事と協議を行い、知事の同意を得ておくことにより、通常必要となる一般廃棄物処理施設設置又は変更に関する届出に係る都道府県知事による基準適合の審査を経ずに、当該施設を設置又は変更することができる。
- ・協議により同意を得た内容に変更が生じる場合、再度協議が必要。
- ・協議書：以下の項目を記載した任意の様式

- ① 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- ② 一般廃棄物処理施設の種類
- ③ 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ④ 一般廃棄物処理施設の処理能力
- ⑤ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑥ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

2 災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例（廃棄物処理法第9条の3の3）

- ・市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設について、通常は都道府県知事の許可を要するが、非常災害が発生し、既設の廃棄物処理施設の活用又は通常の手続に基づく一般廃棄物処理施設の設置によっては円滑かつ迅速な処理が困難と認められる場合、市町村が、一般廃棄物処理施設の設置まで含めた廃棄物処理に係る業務を民間事業者等に委託し、当該民間事業者等が都道府県知事へ事前に当該処理施設に係る届出を行い、受理されることにより、市町村が通常一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様、都道府県知事への届出のみで設置することができる。

3 産業廃棄物処理施設の活用に関する特例（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）

- ・既存の産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとする場合、通常時は事前の届出が必要となるが、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、事後に届出することができる。

※ 1及び2の特例については、当該一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続に関する「市町村の条例」の制定が必要。
(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」(平成27年8月6日付け環廃対発第1508062号・環廃産発第1508061号)の記の第一の2及び3を参照。)